平成２６年（フ）第４１２号
千葉県流山市大字西深井25番地の１
債務者　矢口　　茂
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２０号
千葉県松戸市幸田５丁目310番地
債務者　大村慎太朗
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６０号
千葉県野田市西三ケ尾424番地の31
債務者　山口　広美
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字徳久155番地１　ドミールあざみ19－３号
債務者　荒巻美智子
１　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県筑後市大字山ノ井1113－２　中村アパート102号室、住民票上の住所福岡県筑後市大字北長田820番地３　大藪セメントアパート３号
債務者　原口　春美
１　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３６１号
大分県別府市石垣西４丁目５番28号　ディアス一葉Ｂ棟101号
債務者　佐野　光男
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７７号
名古屋市中村区熊野町１丁目１番地　レジデンス輝鳴304号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴海町字片坂93番地
債務者　馬場くに子
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市伝馬町３番16号
債務者　薄井　洋美
１　決定年月日時　平成26年12月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８８号
岡山市南区三浜町２丁目２番11号パール三浜302号室、旧住所岡山県倉敷市笹沖88番地19スカイマンション301号室
債務者　濱口　智和
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８９号
岡山市南区三浜町２丁目２番11号パール三浜302号室、旧住所岡山県倉敷市笹沖88番地19スカイマンション301号室
債務者　濱口明日香（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７５号
静岡市葵区羽鳥５丁目13番６号　エステートピア羽鳥102号
債務者　森下　重明（旧姓岡村）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９２号
静岡県藤枝市下青島171－２　Ｈａｐｐｙ　ｈｏｕｓｅＡ－101号、住民票上の住所静岡県焼津市石津港町２番地の２
債務者　小林　正和
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３９号
栃木県芳賀郡市貝町大字大谷津519番地
債務者　星野　　薫
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７０号
東京都八王子市本町19番12号エンブレム八王子本町602号
債務者　井上　豊明
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９８０号
東京都東村山市富士見町５丁目９番地10　２Ｆ
債務者　港　　大尋
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部